

競馬法の一部を改正する法律案(閣法第九二号)(先議)要旨

本法律案は、近年の景気低迷等に伴う競馬の売上額の減少により、競馬事業の目的である国及び地方公共団体の財政に寄与するという公益への貢献に支障が生じてきている現状にかんがみ、競馬事業の効率化その他の収支改善を図るための諸措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、競馬の実施に関する事務について、中央競馬を主催する日本中央競馬会は都道府県、市町村又は私人に委託できることとするとともに、地方競馬主催者は他の都道府県、市町村に加え日本中央競馬会及び私人に委託できることとする。

二、競馬投票法の種類に複数の競走の一着馬等を同時に的中させる重勝式競馬投票法を追加するとともに、単勝式競馬投票法及び複勝式競馬投票法の払戻率を引き上げることとする。

三、競馬投票券の購入等の制限の対象から成年である学生生徒を除外することとする。

四、地方競馬主催者の事業収支改善を促進する観点から、地方競馬主催者が地方競馬全国協会へ交付する交付金の一部を猶予し、競馬事業から撤退した場合には必要な経費に充てることができる制度を創設すると

ともに、複数の競馬主催者が連携して事業の効率化等の収支改善を行う場合は、地方競馬全国協会の補助を受けることができることとし、この補助に必要な資金を確保するため、日本中央競馬会から地方競馬全国協会へ資金交付ができること等の措置を講じることとする。

五、ノミ行為の情報を収集するため、競馬主催者の職員が農林水産大臣の許可を受けて、勝馬投票類似の行為をすることができるとする。